



まさきファミリー・サポート・センター サポート会員 養成講座

育児の手助けをしてほしい方に対して、その援助ができる方を養成する講座を開きます。

講座の中で、ファミリー・サポート・センター事業の説明やその援助の方法について具体的に話をしながら進めていきます。子どもが好きな方、地域に役立つ活動をしてみたいと思われる方は、ぜひご参加ください。

日時 6月21日(木) 9時30分～16時
場所 松前町総合福祉センター 第1研修室

内容 サポート事業の概要と援助論について
サポート会員の具体的な活動について
コミュニケーションワーク

対象 社会人で子育ての援助ができる方。
年齢・性別、資格の有無は問いません。

募集期間 6月1日(金)～20日(水)
平日 9時～17時30分
土曜日 9時～12時30分
日曜日 休み

参加希望者は、右記の期間に、電話にて予約してください。

問い合わせ

まさきファミリー・サポート・センター
☎960-3269

計量器定期検査のお知らせ

取引又は証明に使用する「はかり」の定期検査を次の日程で実施します。

「はかり」を取引又は証明に使用する方は、計量法により2年に一度の定期検査が義務付けられています。必ず受検してください。

なお、受検の際には手数料が必要です。
※ ヘルスメーター・キッチンスケールなどを家庭で使用している場合は検査の必要はありません。

問い合わせ

役場産業課商工・水産・観光係
愛媛県計量検定所
☎985-4120
☎947-4001

Table with 3 columns: 実施日, 時間, 検査場所. Rows for 6月11日(月), 12日(火), 13日(水), 14日(木).

Table with 4 columns: 種類, ひょう量(最大計算値), 手数料, 備考. Rows for 電気式はかり, 棒はかり直線目盛はかり, その他のはかり.

木造住宅に対する 県の助成制度

自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入する方が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間の利子補給が受けられる制度です。

【申込み】

本制度の申込みは、指定金融機関での資金申込みと同時にいきます。

建築住宅では、建築事業者があらかじめ各種証明などを準備しておく必要があります。

【対象となる融資】

指定金融機関の融資

自己資金や共済資金などは対象外となります。
※ 指定金融機関とは、県が指定する県内に本店を有する金融機関及び四国労働金庫愛媛支店をいいます。

【対象住宅】

- 地域材を主要部材に50%以上使用する木造住宅
在来工法又は枠組壁工法で建設される木造住宅
県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

住宅

【その他】

「えひめ地域木造住宅基準」適合住宅には、利子補給の加算制度もあります。制度申込み以前に、地方局建設部又は土木事務所における設計審査を受けてください。

【問い合わせ】

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

☎941-2779